

## 例題 1

X株式会社（以下、「X社」という。）は、加工食品の製造・販売業を営む公開会社であり、監査役会を設置する大企業である。X社の前事業年度の売上高は100億円、経常利益3億円、総資産額は80億円、純資産額は40億円であった。また、X社には、代表取締役A及び代表権のない取締役Bら5名の取締役がいる。

X社は数年前に新規工場を建設するために甲土地を取得していたが、その後の経営計画の変更により、甲土地は遊休地化していた。そこで、(a) AとBは相談して、BがX社から甲土地（現在の公正な評価額5000万円）を2000万円で買い受けたこととした。

（問題） 上記の事例において、以下の設間に答えなさい。

設問(1) 下線部(a)に関する次の各小間に答えなさい。

BがX社から甲土地を買い受けた取引をする場合、X社の取締役会決議を経る必要があるかについて説明しなさい。

設問(2)

Aは、X社の取締役会の決議を経ずに、X社を代表してBに甲土地を売却し、BはこれをEに転売し、所有権移転登記も了した。X社は、Eに対して、Bへの甲土地売却の無効を主張できるかについて説明しなさい。なお、Bへの甲土地売却につき、X社の株主全員の合意はないものとする。

## 1級答案の基本形

①条文指摘問題

条文（要件）⇒ 問題文の事実⇒ あてはめ・結論

②論点問題

条文（要件）⇒ 条文（要件）の解釈⇒ 問題文の事実→ あてはめ・結論

↓

事例分析・問題提起→ 自説+理由

↓

判例の立場からの論述

## (1) 取締役会

### 1. 取締役会とは

- ① 取締役会とは、取締役で構成された業務執行の意思決定機関である。
- ② 構成員—取締役会は、すべての取締役で構成される(会社法362条1項)。
- ③ 権限—業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の中から代表取締役を選定し、取締役の職務執行状況を監督する(会社法362条2項各号)。

### 2. 取締役会の専決事項

指名委員会等設置会社ではない取締役会設置会社では、会社の業務執行上の重要事項については、取締役会が自らこれを決定しなければならず、取締役に委任することはできない(会社法362条4項)。

#### 【一般的な法定決議事項(会社法362条4項)】



##### ①重要な財産の処分及び譲受け(1号)

- ・「重要な財産」に該当するか否かは、総資産や経常利益などに対する割合、財産保有目的等から総合的に考慮して判断する。事業の譲渡・譲受けでは株主総会決議を要する場合もある。
- ・売買、貸借、債権放棄、担保の設定、債務免除など法律関係の変動を生ずるあらゆる場合が含まれる。

##### ②多額の借財(2号)

- ・借財とは債務である。債務には手形振出・手形割引、他人の債務の保証のほか、特に銀行から融資を受ける場合やリース契約等も含まれる。
- ・多額であるかどうかは、その会社の事業規模、売上高、資本金などを総合的に考慮して判断する。

##### ③重要な使用人の選任及び解任(3号)

- ・使用人兼務取締役(部長等)の使用人部分、執行役員の選任・解任は、これに該当する。
- ・会社の使用人のうち、理事・執行役員をはじめ支配人・支店長・工場長などを含む。

##### ④支店その他の重要な組織の設置・変更及び廃止(4号)

- ・常務会の設置・改組、事業部制の採用、事業部の合併、支店の設置・移転、海外進出・撤退等が、これに該当する。

##### ⑤取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制(内部統制システム)の整備(6号)

- ・大企業は内部統制システムの構築に関する決定が義務付けられている。

##### ⑥その他の重要な業務執行(本文)

#### 【個別的事項】

(会社法362条4項以外の規定: 詳細はそれぞれの事項の該当箇所参照)



##### ①株主総会の招集決定(会社法298条)

##### ②代表取締役の選定・解職(会社法362条)

##### ③取締役の利益相反取引及び競業取引の承認(会社法356条・365条)

##### ④募集株式の発行(会社法200条)

##### ⑤募集新株予約権の発行(会社法239条)

##### ⑥社債の発行(会社法362条4項5号・676条)

##### ⑦計算書類の承認・確定(会社法436条)

##### ⑧準備金の額の減少(会社法448条)

##### ⑨株式の分割(会社法183条)

##### ⑩株式譲渡の承認及び承認拒否に伴う指定買取人の指定(会社法139条・140条)

## 【2級過去問チャレンジ】

### [1-01] 次の記述は正しいか。・第32回一問07-02イ・類題：第43回一問01-04ウなど

会社法上、監査等委員会設置会社ではなく、かつ、指名委員会等設置会社でもない取締役会設置会社の取締役会は、その権限とされている重要な財産の処分および多額の借財の決定を代表取締役に委任することができる。

【解答】誤り。

重要な財産の処分・譲受けおよび多額の借財の決定は一般的な取締役会の法定決議事項に当たり、取締役にその決定を委任することができない(会社法362条4項)。

### [1-02] 次の記述は正しいか。・第35回一問03-02③・類題：第42回一問06-03③など

取締役会設置会社であり、監査等委員会設置会社ではなく、かつ、指名委員会等設置会社でもない株式会社においては、会社法上、取締役会は、その権限とされている多額の借財および支配人その他の重要な使用人の選任・解任の決定を代表取締役に委任することができる。

【解答】誤り。

多額の借財および支配人その他の重要な使用人の選任・解任の決定は一般的な取締役会の法定決議事項に当たり、取締役にその決定を委任することができない(会社法362条4項)。

### [1-03] 次の記述は正しいか。・第41回一問02-03⑤・類題：第43回一問07-03⑤など

監査等委員会設置会社ではなく、かつ、指名委員会等設置会社でもない取締役会設置会社であるX社が会社法上の大会社である場合、会社法上、X社の取締役会は、X社の業務ならびにX社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関する事項について決定しなければならず、この決定を取締役に委任することはできない。

【解答】正しい。

取締役会設置会社は、内部統制システムの整備について決定する場合、その決定を取締役・執行役に委任することはできない。

### [1-04] 次の記述は正しいか。・第41回一問02-03①

取締役会設置会社であるX株式会社は、監査等委員会設置会社ではなく、かつ、指名委員会等設置会社でもない。X社は、取締役会において、取締役Aを代表取締役として選定した。この場合、会社法上、X社の取締役会は、支店の設置に関する事項についての決定をAに委任することはできない。

【解答】正しい。

支店その他の重要な組織の設置・変更及び廃止は一般的な取締役会の法定決議事項に当たり、取締役にその決定を委任することができない(会社法362条4項)。

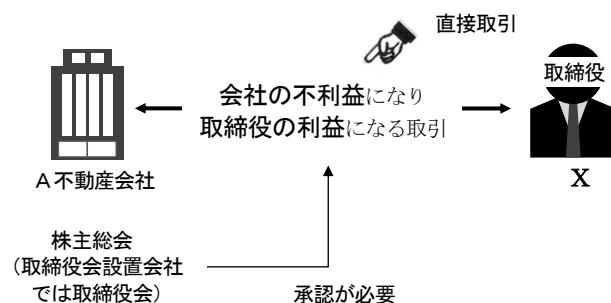
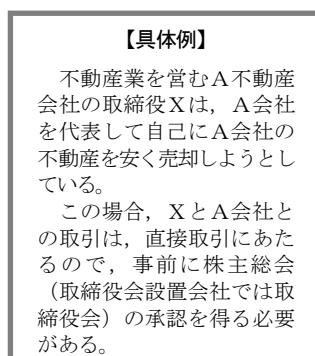
## (2) 利益相反取引規制

取締役は会社の営業秘密等を知り得る立場にある。そこで、取締役と会社の利害が衝突する場合に会社の利益を守るため、競業取引規制(356条1項1号・365条)や利益相反取引規制(356条1項2号3号・365条)が定められている。

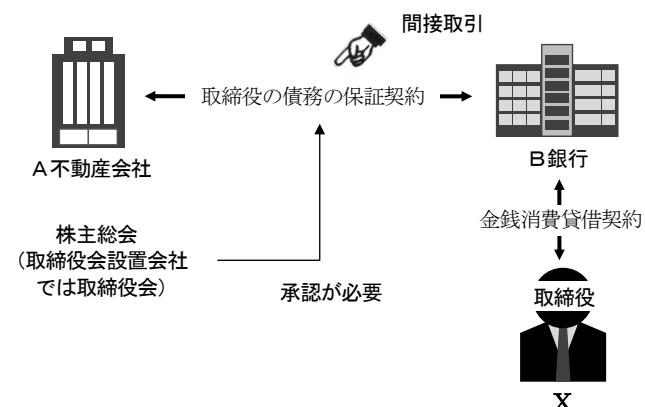
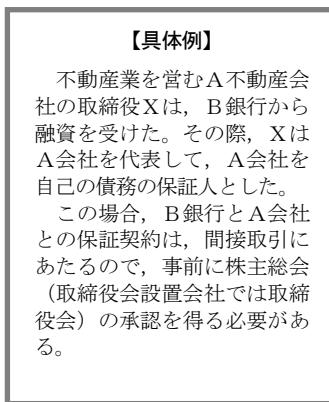
### (a) 利益相反取引とは

- ① 利益相反取引とは、取締役が会社との間で行う自己取引(直接取引)や、会社と第三者間の取引のうち会社と取締役間で利益が相反する取引(間接取引)をいう。

#### 《直接取引》



#### 《間接取引》



- ② 利益相反取引をする場合、その取引につき重要な事実を開示し、株主総会(取締役会設置会社では取締役会)の承認を受けることを要する。
- ③ 取締役会設置会社では、利益相反取引を行った取締役は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない(会社法356条・365条)。

- ④ 会社に不利益とならない取引は利益相反取引に含まれない。
- ⑤ 会社の利益を害するおそれのない行為(例えば、普通取引約款による運送契約・保険契約等)は株主総会(取締役会)の承認を要しない。

(b) 利益相反取引の効果

- ① 会社の承認を得ずに行った利益相反取引は、無効である。従って、会社は直接取引を行った取締役に対して利益相反直接取引の無効を主張することができる。但し、判例は、直接取引の場合の転得者や間接取引の相手方などに対しては、会社はその者の悪意を立証しなければ無効を主張できないと解している(相対的無効)。
- ② 利益相反取引により会社に損害が生じた場合、会社の承認の有無にかかわらず、取締役に任務懈怠があれば、取締役は、会社に対して、損害賠償責任を負う(会社法423条1項)。
- ③ 会社の承認の有無にかかわらず、利益相反取引をした取締役・利益相反取引をすることを決定した取締役・取締役会の承認決議に賛成した取締役は任務を怠ったものと推定され、過失がなかったことを立証しない限り、会社に対して、連帶して損害賠償責任を負う(会社法423条1項3項)。
- ④ 自己のために利益相反直接取引を行った取締役・執行役の責任は無過失責任である(428条1項)。

### 【3・2級過去問チャレンジ】

[2-01] 次の記述は正しいか。・3級-第24回-問10-イ①など

取締役会設置会社の取締役が、自らが取締役に就任している会社から、個人的に金銭を借り入れるには、その取締役は、事前に当該株式会社の取締役会の承認を受けなければならない。

【解答】正しい。

利益相反直接取引に該当する(会社法356条1項2号・365条1項)。

[2-02] 次の記述は正しいか。・3級-第34回-問04-アなど

取締役会設置会社の取締役は、自らの所有する土地を当該会社に売却する場合には、取締役会の承認を得ることが必要である。

【解答】正しい。

利益相反直接取引に該当する(会社法356条1項2号・365条1項)。

[2-03] 次の記述は正しいか。・2級-第29回-問05-01④など

A社は、衣料品の販売を主たる事業とする株式会社であり、Bはその取締役である。Bは、A社の取締役会において承認を受けることなく、自己のために、自己の所有する土地をA社に売却した。この場合、A社は、Bとの間の土地の売買契約の無効を主張することができる。

**[解答] 正しい。**

会社の承認を得ずに行った利益相反取引は、無効である。但し、判例は、直接取引の場合の転得者や間接取引の相手方などに対しては、会社はその者の悪意を立証しなければ無効を主張できないと解している(相対的無効)。本問は、直接取引であり、転得者のような第三者もいないため、A社はBとの間の土地の売買契約の無効を主張することができる。

## 【例題の解答例】

### 設問(1)

1. X社が甲土地を売却することが重要な財産の処分に該当すれば、取締役会決議を経る必要がある(会社法362条4項1号)。そこで、X社が甲土地を売却することが重要な財産の処分に該当するかが問題となる。

この点、重要な財産の処分に該当するか否かは、当該財産の価額、その会社の総資産額に占める割合、当該財産の保有目的などの諸事情を総合的に考慮して判断すべきものと解する(判例に同旨)。

甲土地は遊休地化していたこと、甲土地の現在の公正な評価額は5000万円であり、X社の総資産額の1%にも満たないこと等からすれば、甲土地の売却はX社にとって重要な財産の処分に該当しないといえる。よって、重要な財産の処分に係る取締役会決議は不要である。

2. しかし、取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするときは(利益相反直接取引)、当該取締役は、当該取引につき重要な事実を開示して取締役会の承認決議を受ける必要がある(同法356条1項2号、365条1項)。

本問では、取締役Bは自己のためにX社から甲土地を買い受けるのだから、これは利益相反直接取引に該当する。よって、利益相反取引に係る取締役会決議が必要である。

### 設問(2)

1. 本問では甲社の取締役会の承認決議を得ずに行われた利益相反直接取引の効力が問題となる。

この点、会社の利益保護という利益相反取引規制の趣旨から、無効と解するが、取引の安全に配慮する必要があるから、取締役からの転得者などに対しては、会社は転得者などの悪意を立証しなければ無効を主張できないと解する(判例に同旨)。

2. よって、X社は、Eの悪意を立証しなければ、Eに対して、Bへの甲土地売却の無効を主張することはできない。

## 例題2

A社は、B社に対する1000万円の売掛金債権（以下、「本件債権」という。）を有する一方で、C社やD社に対して、それぞれ1000万円の貸金債務を負っていた。その後、資金繰りに窮したA社は、C社に対する貸金債務の弁済に代えて本件債権をC社に譲渡し、その旨を内容証明郵便でB社に通知した。さらに、A社は、D社に対する貸金債務の弁済に代えて本件債権をD社にも譲渡し、その旨を内容証明郵便でB社に通知した。

### 設問(1)

本件債権をC社に譲渡した旨の内容証明郵便の日付は6月12日であり、それが6月15日にB社に到達した。一方、本件債権をD社に譲渡した旨の内容証明郵便の日付は6月13日であり、それが6月14日にB社に到達した。C社は、B社に対して、本件債権の支払いを請求することができるかについて説明しなさい。

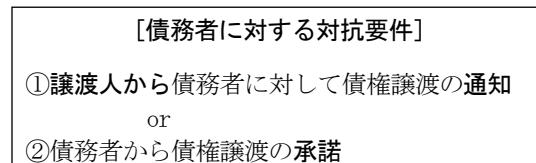
### 設問(2)

本件債権をC社に譲渡した旨の内容証明郵便の日付は6月12日であり、一方、本件債権をD社に譲渡した旨の内容証明郵便の日付は6月13日であったが、双方の内容証明郵便が同時にB社に届いた。C社から本件債権の支払請求があった場合、B社は、D社への債権譲渡の通知も同時に届いていることを理由に、C社からの支払請求を拒むことができるかについて説明しなさい。

## 1. 債務者に対する対抗要件

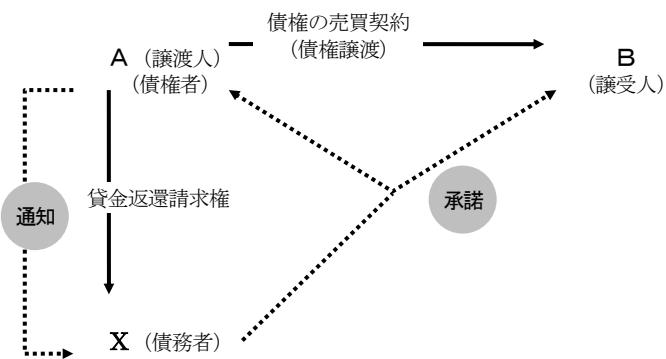
### (1) 債務者に対する通知又は債務者の承諾

譲受人が債務者(第三債務者)に対して権利行使するためには、譲渡人から債務者(第三債務者)への債権譲渡の通知または債務者(第三債務者)の承諾が必要である(民法467条1項)。債務者(第三債務者)に対する対抗要件は確定日付ある証書による必要はない。



**【具体例】**

AはXに対して10万円の貸金債権を有している。その返済時期は、4月1日であった。ところが、3月1日の時点で資金繰りに困ったAは、当該債権をBに8万円で売却した。この場合、Bは、AからXへの通知又はXの承諾がなければ、Xに対して10万円の返済を請求できない。



**【趣旨】** 債権譲渡は譲渡人と譲受人との間の契約で行われ、債務者の同意を必要としないので、債権譲渡に関与しない債務者を二重弁済の危険から保護することにある。

### (2) 通知についての注意点—通知を行う者は譲渡人

- ① 通知を行う者は譲渡人であり、譲受人はこれを行うことはできない。  
(理由) 債権を譲り受けたと主張して、譲受人が通知をなしても信用できないが、反対に債権を失う譲渡人からの通知は信頼性があるから。
- ② 判例は、譲受人が譲渡人の代理人として通知することを認めている。

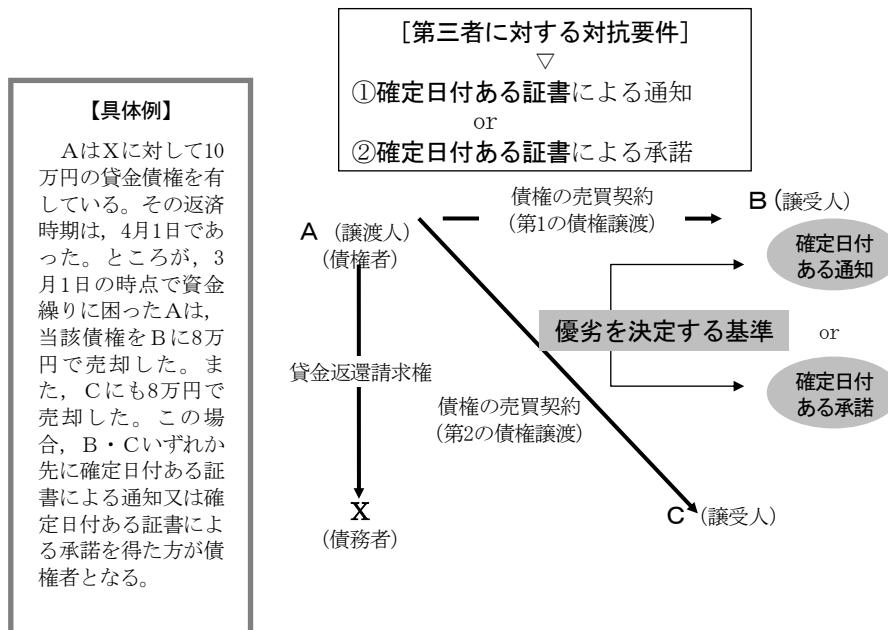
### (3) 承諾についての注意点—債務者の承諾の相手方

承諾は、譲渡人、譲受人のいずれに対してなしてもよい。

### 3. 第三者に対する対抗要件—債権の二重譲渡があった場合

(1) 確定日付ある証書による通知又は承諾

債権の二重譲渡があった場合、いずれの譲受人が優先するかは、確定日付ある証書による通知または承諾があるか否かによる。



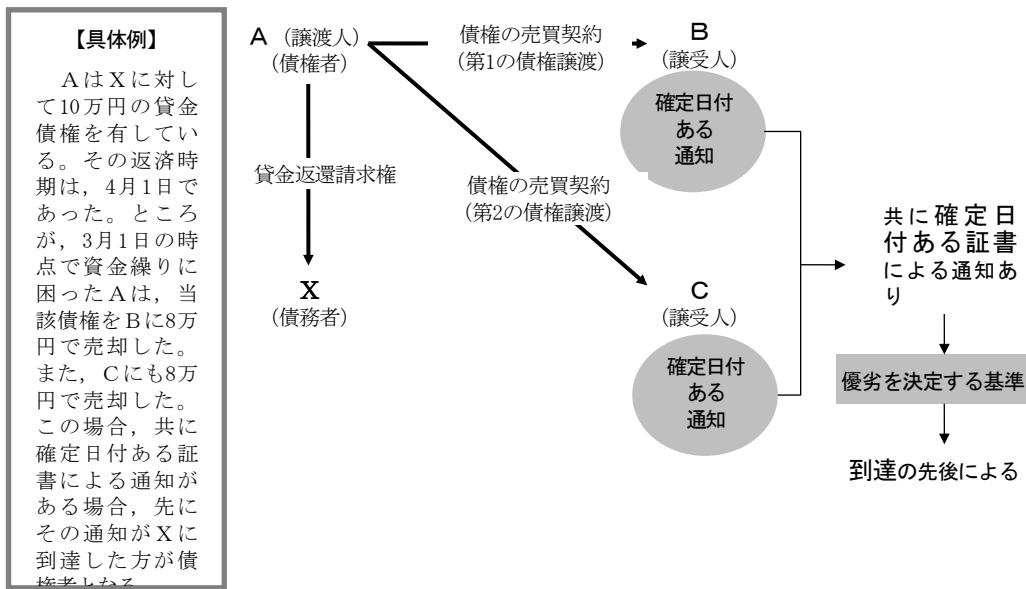
【趣旨】債務者と第二譲受人が共謀して、譲渡の日付をごまかすことを防ぐ点にある。

- 確定日付ある証書による通知又は承諾の具体例  
→ 内容証明郵便、差押命令書、仮差押命令書等がある。

## (2) 共に確定日付ある証書による通知がなされた場合の各譲受人間の優劣

## (a) 到達時説

共に確定日付ある証書による通知がなされた場合、各譲受人間の優劣は、到達の先後で決せられる。日付の先後ではない。



## (b) 一方が確定日付ある証書による承諾、他方が確定日付ある証書による通知の場合

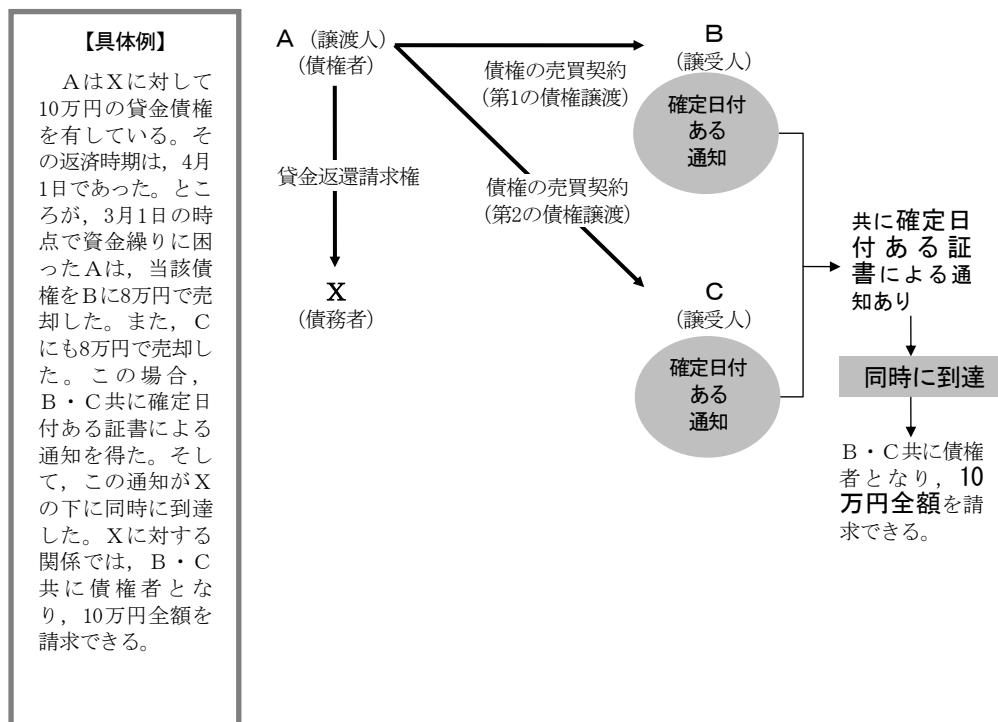
この場合の各譲受人間の優劣は、承諾の方の日付と通知の方の到達の先後で決せられる。

## (c) 債権譲渡された債権について差押え・仮差押えがなされた場合

この場合には、確定日付ある通知の第三債務者への到達日、又は確定日付ある承諾の日と、当該差押命令が第三債務者に送達された日の先後で優劣が定まる（なお、仮差押えの場合も同様に処理される）。

## (d) 同時到達の場合の処理

- ① 確定日付ある証書による通知が同時に到達した場合、判例は以下のように処理する。



## ■ 同時到達の処理に関する判例

複数の確定日付ある通知が第三債務者に同時に到達した場合には、いずれの譲受人も、第三債務者に対して譲受債権全額の請求をすることができ、第三債務者は、弁済などの債権消滅原因がない限り、他からも確定日付ある通知がなされていることを理由にこの請求を拒むことはできない。

- ② 上記判例の立場からは、第三債務者は、いずれの譲受人に対して全額を支払っても免責されることになる。

## 【例題の解答例】

### 設問(1)

1. 債権譲渡についての、民法上の第三者対抗要件は、譲渡人から債務者への確定日付ある証書による通知又は確定日付ある証書による債務者の承諾である(民法467条2項)。本問では、C社への譲渡も、D社への譲渡も確定日付ある証書による通知がある。そこで、共に確定日付ある証書による通知がなされた場合の各譲受人間の優劣が問題となる。

この点、債権譲渡における対抗要件制度(同法467条)は、債権譲渡の有無についての債務者の認識を通して、債務者によってこれが第三者に表示されうることを根幹としている。そして、債務者が債権譲渡の有無を認識するには通知の到達が必要である。従って、通知の到達の先後により譲受人間の優劣を決すべきと解する。

2. 本問では、D社への債権譲渡についての内容証明郵便が先にB社に到達している。よって、D社が優先し、C社は、B社に対して、本件債権の支払いを請求することはできない。

### 設問(2)

1. 設問(1)で述べたように、債権が二重譲渡され、共に確定日付ある証書による通知がなされた場合の各譲受人間の優劣は通知の到達の先後により決すべきである。

2. しかし、本問では、C社への譲渡の通知とD社への譲渡の通知が同時にE社に到達している。そこで、複数の確定日付ある証書による通知が債務者に同時に到達した場合の処理が問題となる。

このような場合、各譲受人間の優劣は決しないが、だからといって、債務者が誰にも弁済しなくてよいというのは妥当でない。そこで、いずれの譲受人も、債務者との関係では対抗要件を備えているから(民法467条1項)、債務者に対して譲受債権全額の請求をすることができ、債務者は、弁済などの債権消滅原因がない限り、他からも確定日付ある証書による通知がなされていることを理由にこの請求を拒むことはできないと解する。

3. 以上より、B社は、D社への債権譲渡の通知も同時に届いていることを理由に、C社からの支払請求を拒むことはできない。